



●新型コロナ関連措置の延長情報

10月に入り、これから季節は冬に向かう為まだまだ気の抜けない日々が続くことと思います。新聞報道では、新型コロナに起因する解雇等の見込数が6万人を超えたとも言われています。そんな中、コロナ関連措置の延長情報が出ましたので、関係する企業様におかれましてはご確認を頂けましたら幸いです。

【新型コロナに係る雇用調整助成金の特例措置を延長】

(※2020年9月末までだった特例措置 ⇒ 2020年12月末まで延長)

厚生労働省は今年2月以降、雇用調整助成金の支給要件の緩和や、1日当たりの上限額の引き上げなどの特例措置を行っているが、この特例措置の期限が12月末まで延長されることとなった。来年1月以降は、段階的に通常通りに戻すとされているが、雇用情勢が大幅に悪化すれば、さらなる特例措置の延長もあり得るとされている。

<注意点>

- 延長される特例措置の内容は、高助成率や、要件緩和などすべて。
- 特例期間(2020年1月24日～)、緊急対応期間(2020年4月1日～)いずれも同日まで延長。
- 支給対象期間の末日の翌日から「2ヶ月以内」に申請する必要あり。

※ 雇用調整助成金 支給要領(9月30日改正)はコチラ↓
(厚生労働省HPより) <https://www.mhlw.go.jp/content/000635388.pdf>

【標準報酬月額の特例改定の期間が2020年12月まで延長】

新型コロナによる休業で報酬が著しく下がった場合、翌月に標準報酬月額を改定できる特例の延長。

<以下の2つの特例がある>

- (1) 8～12月の間に新たに休業、報酬が低下した者
- (2) 4月又は5月に特例改定を受けている者

【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の延長】

新型コロナにより会社が休業し、休業手当が支払われなかった者に対し申請により支給されるもの。

〔従前の対象休業期間〕2020年4月1日～9月30日
⇒「12月31日までの休業」に延長

〔申請期限〕2020年10月～12月までの休業については、2021年3月31日までに申請

その他トピックス

●「同一労働同一賃金」の最高裁判決(13日,15日)

最高裁判所は、正社員と非正社員との待遇格差の違法性が争われた事件について、10月13日、15日に判決の言渡しを決定。(日本郵便事件、大阪医科薬科大学事件、メロコマース事件) 旧労働契約法第20条(不合理な労働条件の禁止)の適否が問題となったもので、退職金や賞与の支払い等がどうなるのか、非常に注目の判決となっている。

●36協定の締結・届出数が急拡大

改正労働基準法では、今年4月1日から中小企業に対して時間外上限規制の適用を開始したが、届出数が大幅に増加。令和元年時点の全国の同協定届出数は、前年比約6%の増加となっている。

●総実労働時間が大幅に減少(2020年労働時間等実態調査調べ)

一般労働者の総実労働時間の年間平均は、2031時間から2000時間に大きく減少。時間外労働(年間平均)も196時間から184時間に減少した。また、年次有給休暇の取得率も年々上昇し、2019年は71%(前年68%)に達している。

●協会けんぽの各種届出書の押印・署名省略/健康診断結果報告書等への医師等の押印も不要に

日本年金機構に続き、協会けんぽにおいても一部の届出書類については押印を廃止、デジタル化推進の流れが進んでいる。また、健康診断結果報告書にも医師等の押印が不要になった。

●年末調整情報(令和3年分の申告書ダウンロード開始)

「所得金額調整控除」は、一定の要件に該当する共働き世帯なら夫婦ともに受けられるので申告漏れのないよう注意が必要。

今月の無料相談会

日時: 10/8(木) 13:00 - 17:00

場所: KRP4号館3階 BIZ NEXT

== 最近ご相談の多いテーマ ==

『同一労働同一賃金対策』『ハラスメント対応の具体策』

※ご予約不要です。お気軽にお越し下さい。(BIZ NEXT受付へ)

『同一労働同一賃金』診断サービスのご案内

～まずは“現状把握”から その後の取組をご支援～

中小企業は来年4月より、本格的に『同一労働同一賃金』への対応が開始されます。

弊社では、お客様の現状を分析したうえで同一労働同一賃金に対してどれくらいリスクが隠れているかを簡易的に診断させていただきます。まずは「取り組んでいる」ことが大切です。この機会にぜひご活用下さい。

★YouTube(65分)が無料ご視聴! 「自社の“現在地点”確認セミナー」

<https://youtu.be/k6SVNRtxgWQ> (えがおチャンネル)

～発行元～

えがお
ワークラボ

代表理事 上田 恭子
(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ:特定社労士1名、社労士2名、行政書士2名、職員10名>

〒600-8813 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館 3階

TEL:(075)352-2848 FAX:(075)320-3689

【お問合先】E-mail:nikoniko.12@sage.ocn.ne.jp (えがお事務局)